

報告書骨子案
当面の制度化に向けた整理と今後の課題
～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

第1章 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方

1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組

割賦販売法においては、これまで、社会環境の変化や技術の進歩を捉え、消費者保護と消費者の利便性の確保とのバランスを取りつつ、法体系を構成してきた。

平成 28 年改正では、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設・加盟店調査等の義務付けを行うとともに、決済端末の IC 化等の加盟店におけるセキュリティ対策を義務付けた。これらの義務を課すにあたっては、技術革新などを取り込んでいくことができる柔軟な規制・制度となるよう配慮の上、措置がなされた。

2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方

近時、ICT の進展に伴い、決済分野においても、決済テクノロジーが進化し、スマートフォン・アプリや QR コード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。特に、FinTech 企業によるサービスの拡大や、決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた決済サービス・主体の多様化が進んでいる。また、テクノロジーの進化に伴い、ビッグデータの取得・AI 等による高度な分析など、決済分野でも、技術・データを活用した事業展開が可能となっている。

こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される一方、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれない。

このため、適切な消費者保護を前提に、利用者が多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備すべく、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが求められている。

3. 中間整理後の動向

令和元年6月21日に閣議決定された成長戦略実行計画では、「割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する」ことが求められている。

また、令和元年8月8日、消費者委員会より、中間整理に対して意見書が提出され、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直し等に関し、慎重に検討すべきとされた。

こうした要請も踏まえながら、割賦販売法制のあり方について検討を進める必要がある。

第2章 当面の制度化すべき課題に係る考え方及び具体的な措置

第1節 リスクベース・アプローチと性能規定の導入

1. リスクベース・アプローチ

テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。

近時、新たに出現している「少額・低リスクの後払いサービス」のうち、少額の2ヶ月超又はリボ払いの後払いサービスであって、ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理が行われているものについて、これを行おうとする事業者を、割賦販売法上、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」と位置づけ、新たに登録制を創設することとする。

その際、これらの事業者に対する規制については、主たる担い手として想定されるFinTech企業のビジネス特性を踏まえた上で、「純資産要件等の登録基準」、「契約解除の催告期間・催告書面」、「取引条件表示・社内体制整備」について規制の合理化を行うこととする。

なお、「少額」の範囲については、中間整理に基づき「極度額 10 万円以下」とする。

規制の合理化について、具体的には、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」には、純資産要件として、①登録時にグループ全体で現行基準を満たす、②事業開始から例えば5年以内に現行基準を満たす、又は③事業開始から例えば5年以内に一定額以上(例えば、1,000 万円以上)の純資産を保有することかつ登録時に(資産－負債)が負の値でないことを許容することとし、資本要件については課さないこととする。

契約解除の催告書面・催告期間については、催告期間を現行法に定められている 20 日間から短縮(例えば5日～10 日)するとともに、催告書面の電子化を進めることとする。

その他、取引条件の表示義務に関する規制を柔軟化し、例えば、具体的算定例や特約について、URL 表示による記載をすることを認めることとする。また、社内体制整備について、必置とされる「営業部門とは独立した監査部署」に代わる監査方法を認めることや、認定割賦販売協会が主催する研修の受講方法を柔軟化(e-learning 等)することとする。これらに関しては、その他必要な事項についても精査した上で見直しを行うこととする。

2. 与信審査における性能規定の導入

性能規定の考え方に基づき、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができることとすべきである。

消費者委員会やその他の関係者からの意見を踏まえ、与信審査において性能規定を導入するにあたり、以下のような具体的な仕組みとする。

- ① 指定信用情報機関の運用・システムのあり方に関し、加盟審査期間の短縮、利用時間の拡大、新たな料金体系の導入、柔軟なネットワーク環境の導入といった様々

な観点から運用・システムの見直しを着実に進めていくことが必要である。その際、独占性に鑑み、こうした取組が一時的なものとならず、継続的な見直しとなるよう、適切に運営がなされる枠組みを整備することも合わせて必要となる。

- ② 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務に関しては、使用義務については、現時点では、与信審査における性能規定を導入に際しては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、当該義務を段階的に見直すことを検討することとする。
- 登録義務に関しては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すことや指定信用情報機関の運用改善がなされることを踏まえ、現段階では、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」を含め、指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課すこととする。
- 更に、今後の段階的な見直しに向け、事前・事後チェック等を実施する際には、見直しの可否を評価するためのデータ・エビデンスを収集しておくことが重要である。
- ③ 技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際の事前・事後チェックのあり方としては「プレッジ&レビュー」の考え方を基本とする。
- 事前チェックとしては、技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の認定制度を設け、「技術・データを用いた与信審査手法」と「適正運用のための内部管理体制の整備」について確認することとする。
- 「技術・データを用いた与信審査手法」については、認定を受けようとする事業者は行政に対し、与信審査手法と延滞率についてプレッジを行うこととする。
- 事後チェックとしては、(a)延滞率によるチェック、(b)定期的なレポート、(c)著しく不適正な与信審査の場合の行政処分を行うこととする。

第2節 時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～

ICTの進展に伴い、決済テクノロジーが進化する中、「決済代行業者(PSP)」、「コード決済事業者」、「ECモール事業者」、「決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者」といった類型の新たに決済サービスに携わる事業者が出現している。

これらの事業者は、決済システムにおいて、大量のクレジットカード番号等を取り扱っており、漏えいすれば、大規模な情報漏えい事件につながる懸念される。また、決済代行業者(PSP)において、平成29年には約700,000件のクレジットカード番号等が流出する事案が発生した。こうした中、上記の事業者において、大規模なクレジットカード番号等の漏えい事案が発生するリスクを抱えていることから、これらの事業者にクレジットカード番号等の適切管理義務を課すことが適当である。

第3節 時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～

①カード番号等の交付・付与時、②カード番号等の利用時及び③債務請求時に、スマートフォン・パソコンのみによって行われているサービスを「スマートフォン・パソコン完結型のサービス」とし、こうしたサービスについて、包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、「完全電子化」を認めることが適切である。

「スマートフォン・パソコン完結型のサービス」以外の包括信用購入あつせん業者の書面交付義務については、原則「情報提供」(書面/電子メール等のいずれも可)によることを認めることとする一方で、少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならないこととすべきである。

第4節 セーフティーネットの整備

クレジットカード取引を巡るテクノロジーが進展し、安心・安全なクレジットカード利用環境の整備が求められている中、検査・監督を一層強化するため、「包括信用購入あつせん業者」「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対する業務停止命令を新設することとする。

第3章 今後具体的な検討を深めるべき課題

1. 決済横断法制

中間整理において、具体的な取組の方向性として、「内外環境を総合的に勘案すれば、国際的動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係各法(割賦販売法・資金決済法・銀行法等)の法制的な横断論について、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を進めていくことが求められる。」との考え方が示された。

当面は、本報告書に基づく割賦販売法の改正及び金融審議会での議論を受けた資金決済法の改正を早急に実現することが喫緊の課題となるが、引き続き、決済を巡る環境変化や現場のニーズを踏まえ、国際的な動向にも留意しつつ、決済関連各法(割賦販売法・資金決済法・銀行法等)の法制的な横断論についても、関係省庁が連携し、その具体的なあり方の検討を迅速に進めていくことが必要である。

2. RegTech/SupTech

平成 30 年度に開催した「RegTech/SupTech に係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」で設定された目指すべき将来像や RegTech/SupTech の導入に向けたロードマップの基本枠組みに則り、これらの精緻化を進めるとともに、アドバイザリーボードの開催や実用化に向けた実証的な取組など、引き続き取組を推進していくことが必要である。

3. 新成年への対応

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議における工程表に則り、事業者による自主的な取組や日本クレジット協会における自主ルールの策定や教育活動の取組を参考としつつ、改正民法の施行に向け、今後、行政と事業者において、具体的な対応のあり方について検討を行うことが必要である。

4. 決済情報の利活用

新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進するため、クレジット産業におけるオープンイノベーションを推進することが必要である。クレジットカード会社における積極的なオープン API 戦略を後押しし、より一層の API 開放を進めるためにどのような方策が必要か検討を行うことが求められると考えられる。

5. 今後の決済ネットワークのあり方

クレジットカードをはじめとした決済ネットワークのあり方は、我が国の決済の安定性や手数料を含めた取引環境に影響を与えており、現状と課題を検証し、今後のあり方について検討を進めるとともに、法制度のあり方も含め、諸外国の例を見ながら、どのように措置することが適切か検討を深めることが必要である。